

意見案第2号

核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び富良野市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

平成31年3月15日

提出者 富良野市議会議員 今 利 一 ⑩

賛成者 同 石 上 孝 雄 ⑩

同 同 黒 岩 岳 雄 ⑩

同 同 岡 本 俊 ⑩

同 同 関 野 常 勝 ⑩

同 同 宇 治 則 幸 ⑩

—提出先— 内閣総理大臣、外務大臣

## 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択された。

条約は、核兵器について、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪し、核兵器は不道徳であるだけでなく、国際法史上初めて違法なものとした。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用と、その威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止するものとなっており、また、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

核兵器禁止条約の採択から一年半余り経過し、世界各国でも前向きな変化が生まれている。2019 年 2 月現在、条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の 70 カ国、批准国は 22 カ国に達している。

日本は、広島と長崎への原爆投下にみられる核の惨禍を体験した唯一の被爆国として、核兵器廃絶のために核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが求められる。

よって、国に対して下記の事項を強く求める。

### 記

1. 日本政府は、速やかに核兵器禁止条約に署名・批准すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 31 年 3 月 15 日

富良野市議会